

○財務省告示第七十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年五月二日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年六月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に発行される入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特	行争非者特
額	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I	入札格第I
面	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I	札格第I
金	発競	発競	発競	発競	発競	発競	発競
千		八	三		額		
万		千	千	億	面		価
円		七	万	九	金		格
		百	七	千	額		競
		十	千	万	で		争
		三	百	円	三		入
		億	十	兆	千		札
		三	百	九	八		格
		千	十	千	百		競
		五	三	六	十		争
		百	億	千	一		の
		十	三	億	十		
		三	千	九	億		
		万	九	百	八		
			百	十	十		
			二	八	八		

「国債市場特別参加者・第I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。各市場特別参加者ごとの

各国債市場特別参加者ごとの

募集限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

億九千万円で三兆九千六百八十八

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと
十一	発行価格	平成二十八年五月二日
十二	発行期限	平成二十八年八月一日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	日本銀行額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十八年五月二日

口イ一
 国債市場
 入札発行
 価格競争
 額面金額
 以上額の
 それぞれ
 の応募価
 格
 厘七毛
 額百円に
 つき百円
 六銭一